

2010年11月22日

国家公安委員会委員長 岡崎 トミ子 殿

警察庁長官 安藤 隆春 殿

福岡県弁護士会会长 市丸 信敏

同人権擁護委員会委員長 前田 恒善

勧告書

この度、福岡県西警察署及び福岡県警察「●●●君絞殺事件」捜査本部の取調べにつき、小戸公園在住労働者7名外の申立てにかかる案件について、当会の人権擁護委員会で調査・検討を重ねた結果に基づき、貴庁に対して下記のとおり勧告いたします。

本勧告をすることとした理由は別紙「勧告の理由」のとおりです。

なお、本件については、福岡県警察本部に対し警告を発しておりますので、同警告書を添付いたします。

勧告の趣旨

- 1 一般人に対しては普通行われるはずのない、無令状での承諾による家宅捜索を行わないよう、ホームレス生活者に対する捜査について、慎重を期すことを周知徹底し、違法捜査がなされないよう再発防止を図ること。
- 2 参考人からのDNA資料の採取がどの程度行われているのか、速やかに調査・公表するとともに、このような違法行為が行われないよう、実効的な再発防止策をとること。
- 3 速やかに、DNA型情報の収集・利用・管理につき、収集の要件、利用範囲、保存期間、一定の要件を満たした場合の削除請求権、監督権限を有する行政機関から独立した第三者機関の設置等に関する厳格な定めを設けた法案を作成し、国会に提出すること。
また、当該法律が施行されるまでの間は、DNA資料の収集・利用を控えること。

勧告の理由

第1 事案の概要

申立人らの本件申し立ては、平成20年9月18日、福岡市西区小戸公園において発生した殺人事件（●●●君絞殺事件、以下「本件事件」とする）にかかる捜査において、福岡県警察によって、申立人らに対して行われた取調べに関するものである。

本件事件は、同日午後4時すぎに、福岡県警察に通報され、その後、頸部に索状痕はあるものの、着衣に乱れのない遺体（当時小学1年生の男児）が発見され、同6時前に同公園が封鎖された。遺体に残された痕跡から、紐様の物を用いた絞殺であることはこの段階までに特定され、遺体の外表等から性犯罪を疑わせる事情は見あたらなかった。

福岡県西警察署員は、午後6時ころ、申立人らを含む11名の小戸公園在住労働者、及び捜査開始時点で小戸公園に存在した者40名を、本件事件の参考人として西警察署へ任意同行した。

申立人らのうちには、任意同行に際して「紐があったら持ってくるように」と指示されたものが数名あり、うち2名が、居住しているテントから紐を持参し、警察官に任意に提出した。

小戸公園在住労働者11名に対する取調べは、同日午後7時ころから翌午前0時ころまで行われた。取調べの際、参考人として取調べされた小戸公園在住労働者全員および近隣住民に対し、指紋採取、掌紋採取、DNA資料採取が行われた。

西警察署での取調べ終了後の19日午前2時頃、警察官が、小戸公園在住労働者の居宅（テント）に赴き、声かけをしたのち、居宅を開けさせ、懐中電灯で照らして見回した。

その際、小戸公園在住労働者は、拒絶しなかった。

小戸公園在住労働者の中には、捜査官が居宅のなかに入り、所持していた段ボール箱を開けられ、中を確認された者がいる。

上記捜索にあたり、捜索許可状が発付された記録はない。

第2 人権侵害性の検討

1 承諾家宅捜索について

令状を欠く家宅捜索は、憲法および刑事訴訟法ならびに刑事訴訟規則などに反する違法な捜索である。

さらに、犯罪捜査規範108条は、人の住居等の任意の捜索の禁止として、「住居主又は看守者の任意の承諾が得られると認められる場合においても、捜索許可状の発付を受けて捜索をしなければならない」として、承諾があつても、令状のない家宅捜索を明確に禁じている。

申立人らが居住するテントの中を懐中電灯で照らし、段ボールの中まで見て、被害者の遺留品の有無を確認するといった行為は、犯罪捜査規範108条の禁ずる承諾家宅捜索そのものであり、違法であることは明らかである。

さらに、申立人の承諾は、深夜にわたる長時間の取調べの後で心身ともに疲労していたこと、小戸公園に居住する申立人らとしては、警察官に協力しないと不利益になるという意識をもっていたことから、完全に自由な意思でされた承諾とは認められない。したがって、上記のような捜査を正当化し得る余地は全くない。

このような捜査は、一般人に対しては行われることが想定しがたいものであり、ホームレス生活者のプライバシー権に対する配慮を著しく欠いたものである。

ホームレス生活者に対する捜査を慎重に行うこと、その住まいを一般の家宅と同様に取り扱うよう周知徹底し、違法な承諾家宅捜索が行われないよう、再発防止が図られる必要がある。

2 DNA資料の採取について

本件DNA資料の収集は、申立人の同意を得て行われた任意捜査である。しかし任意捜査であっても、捜査の必要性・緊急性に比例した程度を越えた方法がとられた場合には、相当性を欠き、違法と評価される。

現在のDNA鑑定は、適正に実施されれば、犯人の同一性判断に対し高度の証明力があるものとされているが、それだけにDNA型情報のプライバシーとしての秘匿性は極めて高い。さらに、DNA型情報には、遺伝病情報など、犯罪捜査とは直接関係のない秘匿性の高い情報も含まれているのであり、DNA資料を採取することは対象者の人体細胞の奥深く侵入することに等しく、「究極の統一的・総合的な個人情報」であるDNA全体を丸裸にする現実的な危険にさらすことである。

以上のようなDNA情報の性質からすれば、捜査によって制限を加えら

れる人権が高度のプライバシー権であるというべきであり、強制処分に該当すると言うべきであるから、被疑者の場合であっても、強制処分法定主義（刑事訴訟法197条1項但書）の観点から少なくとも写真撮影や血液採取と同様、令状によって取得することが原則とされるべきであり、その令状発布の要件も、①対象者が具体的な嫌疑が一定程度以上濃厚な被疑者であること、②対象となる犯罪が、犯人のDNA資料が現場に残る可能性のある犯罪であることを求めるべきである。

これを任意捜査によって採取することができる場合は、被疑者の場合であっても、仮に法律によって定められた場合であっても例外的に解すべきであり、上記①、②の要件を満たし、かつDNA採取の意味、利用方法などについての書面等を用いた十分な説明を行った場合に限定すべきである（日弁連2007年12月21日付「警察庁DNA型データベース・システムに関する意見書」でも同様の基準を提示している）。

ましてや、罪を犯したとの嫌疑がかけられていない参考人に対しては、現場資料との同一性鑑別の必要性に欠けるのであって、許容されない。

他方、国家公安委員会は、DNA型記録取扱規則（平成十七年八月二十六日国家公安委員会規則第十五号、最終改正平成十八年十月三十日国家公安委員会規則第二十七号）で、その作成・管理・運用する対象を「被疑者DNA型記録、遺留DNA型記録」等に限定して定めているが、法律は存在せず、そもそも参考人からの任意採取については、規則レベルにおいても全く規定がない。

本件において、申立人らは、黙秘権の告知も受けないまま取調べをされており、法的に参考人として扱われているから、任意捜査としても、DNA資料の採取は許容されないものであり違法である。

ところで、捜査担当者は、本件DNA資料採取について、現場付近で検出されるDNA型と、参考人らのDNA型を照合するために行ったものと説明している。

確かに、指紋・掌紋等は、現場に残された資料から、参考人らの指紋・掌紋等を排除することによって犯人の指紋・掌紋を浮かび上がらせるという捜査方法が一定の合理性を有している。しかしながら、DNA資料に関しては、現場に犯人の遺留物があり、DNA型が判別できた場合において、その後、犯人との嫌疑が相当程度存在する被疑者との照合を具体的に行ったり、過去の犯罪者のデータベースと照合して犯人を割り出したりするた

めのものである。

だとすれば、とりあえず参考人から広くDNA資料を採取するという検査方法は、必要性がそもそも存在せず、警察側の説明には合理性がない。

検査機関においては、DNA資料の採取行為が、綿棒で頬の内側の粘膜を軽くこするという方法に過ぎないことから、その収集方法が対象者の不快感や苦痛を与えないものであると考え、必要性を十分考慮しないまま安易に行っている可能性があるが、このような考え方は、DNA情報に関するプライバシー権の重要性を十分理解しないものであって失当である。

したがって本件のような参考人からのDNA資料採取は具体的な検査の必要性に基づかない違法な検査であり、申立人らの人権を侵害するものと評価すべきである。

なお、以上のような状況を踏まえれば、本件検査におけるDNA資料採取は、具体的な検査の必要性に基づいて行われたものというよりは、その必要性に藉口して、採取したDNA情報をデータベースに登録することにより将来の犯罪検査の必要に備えたものではないかという疑いが払拭し得ない。

いずれにせよ本件においてDNA採取を是認する条件はなく、申立人らに対する人権侵害と評価すべきことは明らかである。福岡県警本部宛ては別紙のとおり警告を発したところである。

ところで、貴府発の平成22年4月1日付通知「犯罪検査におけるDNAデータベースの積極活用について」は、警視庁及び各道府県警本部に対し、検挙した被疑者について、検挙本件及び個別具体的に把握して検挙本件及び個別具体的に把握している余罪の検査に必要な場合は当然のこととして、個別具体的な余罪を把握していない場合であっても、検挙された事件の罪種、手口、態様等から余罪を犯しているおそれがあると認められる者については、遺留DNA型データベースと照合するために、積極的に資料の任意提出を求め、DNA型鑑定を実施することを指示しており、このこと自体が大きな問題であるが、本件にみられるとおり、実際の検査現場ではこの通知の趣旨を超えて、特にDNA型情報が必要とされる可能性がある犯罪の被疑者に限らず、広く一般的に被疑者・参考人から、当該犯罪における検査の必要性とは無関係に、任意でのDNA資料採取が行われているという指摘もある。

貴府においては、本件のような人権侵害の再発を防止するために、参考

人からのDNA資料の採取がどの程度行われているのか、速やかに調査・公表するとともに、違法捜査がなされないよう実効的な再発防止策を講ずる必要がある。

3 DNA資料の収集・管理・処分が不透明であること

本件においては、採取されたDNA資料は鑑定されることなく廃棄処分されたとの回答を得ている。

しかし、現在、DNA型資料の収集を認め、その要件や適正な取り扱い方法を定める法律が存在しない。従って、果たして警察が鑑定することなく適正に廃棄したのかをチェックすることは全く不可能である。

すでに指摘したように、DNA型資料の採取自体に関しても、制約する人権が高度の秘匿性を有するプライバシー権であることに鑑みれば、それが許容される場合は限定されるべきであるから、要件が法定される必要がある。また、警察が取り扱うことのできる範囲や保存期間を定めるとともに、違法に採取されたものが、自ら自己のDNA型資料・DNA型情報の削除請求を定める必要がある。

また、そのような警察の適正な採取・利用・保存等の運用を行っているかどうかを監督する行政機関から独立した第三者機関の設置が必要不可欠である。

DNA型情報は、個人の遺伝情報を含む究極の個人情報であることを考えると、自らの支配・認識の全く及ばないところで同情報が利用・保存される現在の状況は、国民のプライバシー権を侵害するものであり、憲法13条に反し、違憲違法である。

犯罪捜査のためのDNA型情報データベースを構築・運営しようというのであれば、それによってプライバシー権ないし自己情報コントロール権が侵害されることのないよう法律によって民主的にコントロールしなければならないことは国際的な共通認識であり、諸外国における法整備状況は日弁連の前掲「警察庁DNA型データベース・システムに関する意見書」の示すとおりである。

諸外国の法制度を参照しつつ、速やかにDNA型情報の収集、およびデータベースの構築・運営に関する法案を策定し、同データベースの運用を法律による民主的コントロールに服せしめるべきである。

しかるに、当該法律によるDNA型データベースの構築・運用を求めた日弁連意見書の公表から約3年経過しているにもかかわらず、法律が制定

される見通しは立っていない。

従って、速やかに人権侵害状況が停止されるべきであるから、収集の要件、利用範囲、保存期間、一定の要件を満たした場合の削除請求権、監督権限を有する行政機関から独立した第三者機関の設置等に関する厳格な定めを設けた法案を作成し、国会に提出するべきである。

また、当該法律が施行されるまでの間は、DNA資料の収集・利用を控えるべきである。

よって勧告の趣旨記載のとおり勧告すべきと判断した。